

役員報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬であつて、次の(3)に定める費用とは明確に区分する。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費及びその他の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員には、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 会長には、別表第1に定める報酬を支給する。
- (2) 会長を除く理事には、報酬を支給しない。
- (3) 監事には、別表第2に定める額を支給する。

(費用)

第4条 役員職務の遂行に当たって負担した費用については、別表第1及び別表第2に定める費用を本会諸規程に準じて、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払う。

(報酬及び費用の支給方法)

第5条 報酬及び費用は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人が指定する名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、本規程を社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法第59条の2の定めに基づき公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(細則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

報酬及び費用の支給の基準

別表第1 役員の報酬及び費用

区 分	報酬	費用
会 長	月額20,000円	支給できる
会長を除く理事	支給しない	支給する

別表第2 監事の報酬及び費用

監事の選出区分	報酬	費用
公認会計士 又は税理士	監事会の出席のみ20,000円を支給し、理事会及び評議員会への出席等については支給しない。	支給できる
その他の監事	支給しない	支給する